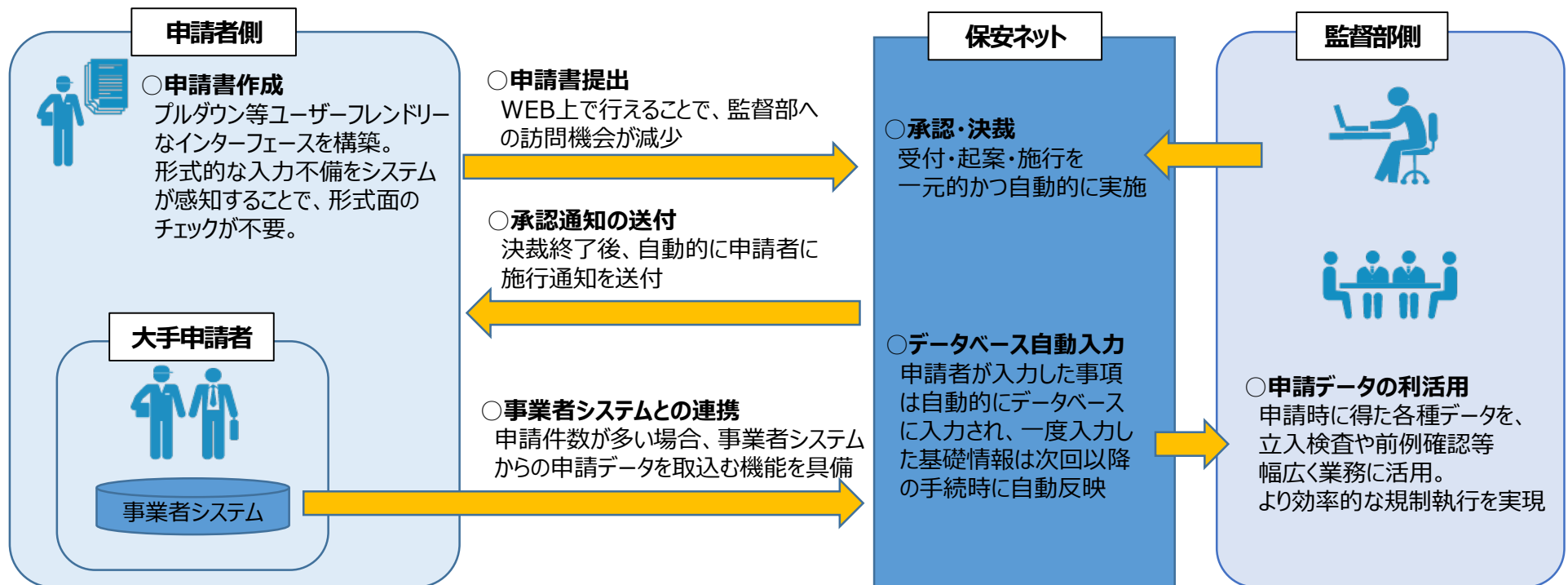


産業保安・製品安全関係法令手続の電子申請システム（保安ネット）の概要

資料3-2
(別添1)

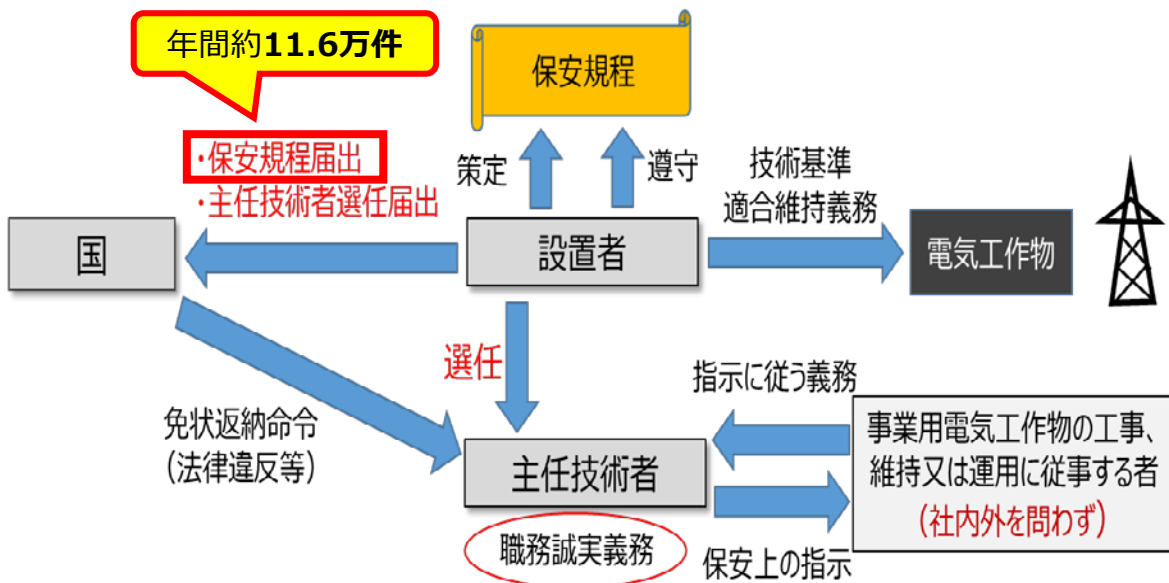
- 現状、**産業保安・製品安全法令**（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山、製品安全）に基づく手続は**全て紙**で行われており、産業保安監督部に提出される申請は**年間25万件以上**。
- **官民双方における抜本的な業務効率化を図る**ため、**高いユーザビリティを持つ電子申請システム**の開発を平成30年度から開始、**令和元年度から段階的な運用開始を予定**（システム開発・保守・運用のため、2018年度～22年度の5年間で約16億円の予算を計上）。
- 申請者側においては、**申請書作成と提出がWEB上で行えるようになり、形式チェックや監督部への訪問に係る負担が軽減**。
- 監督部においては、**文書受付、起案、文書施行、データ管理を一元的かつ自動的に実行**できるようになり、形式的な業務が大幅に削減されるとともに、**蓄積された申請データを立入検査等に用いるなど、効率的な規制執行を実現**。



(参考) 保安ネットの対象となる電気事業法の主要2手続の概要

- 電気事業法においては、国が定める技術基準への適合を、①設置者が定める保安規程、②専門性を持った電気主任技術者の配置、を通じた自主保安によって担保している。
- ②については、電気保安法人又は電気管理技術者と保安管理に係る委託契約を結び、経済産業大臣の承認を得ることで、主任技術者の選任を免除される「外部委託承認制度」が存在。
- ①保安規程の届出は年間約11.6万件、②外部委託承認の申請は年間約8万件であり、これら二つの手続きで手続全体の約8割を占める。

<主任技術者を中心とした法令義務>



<外部委託承認制度のスキーム>

